

高崎市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、市が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日付け老発第0404第3号厚生労働省老健局長通知。）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に対する検査について基本的事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査を実施し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

第2 検査の方針

検査は、介護サービス事業者の業務管理体制の整備・運用状況を確認し、当該介護サービス事業者が自主的に業務管理体制の改善を図り法令等の遵守に取り組むよう意識付けるとともに、問題点が確認された場合においては、必要に応じて公正かつ適切な措置をとることとする。

第3 検査の対象

検査は、法第115条の32第2項の規定に基づき、市に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た介護サービス事業者を対象とする。

第4 検査の種類等

1 検査の種類

（1）一般検査

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、原則としておおむね6年に1回実施する。

（2）特別検査

指定又は許可を受けている介護サービス事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）において、指定等取消相当の事案が発覚した場合に、業務管理体制の整備状況及び当該事案への組織的関与の有無について検証するものとする。また、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した場合も、業務管理体制の整備状況の検証を行うものとする。

2 実施通知

検査の実施に当たっては、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施の根拠規定、実施時期、その他必要な事項を、あらかじめ文書により通知するものとする。

ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合は、立入時に速やかに告知することにより、上記の通知に代えることができるものとする。

3 実施方法

(1) 一般検査

ア 検査方法

検査は、次のいずれかの方法で実施するものとする。

(ア) 書面検査

書面により、業務管理体制の整備状況についての報告を求める書面方式で行う。

(イ) 実地検査

面談により、法令遵守責任者等から業務管理体制の整備状況についての説明を求める面談方式で行う。また、法第23条に基づき実施する運営指導の際に、併せて実施することができるものとする。

イ 報告

検査終了後、速やかにその検査結果についての報告書を作成し、所属長に報告するものとする。

ウ 結果通知

検査の結果、改善が必要な事項が認められた場合は、当該介護サービス事業者に対し、文書によりその旨を通知し、発送日からおおむね30日以内に文書により改善報告の提出を求めるものとする。

エ 立入検査の実施

上記ウの改善報告において改善が見込まれない場合に立入検査を実施する。

(ア) 検査方法

介護サービス事業者本部等へ立ち入り、業務管理体制の運用状況を検証する。

(イ) 報告

立入検査終了後、速やかにその検査結果についての報告書を作成の上、関係部署の責任者（関係課長等）で構成した検査会議に報告するものとする。

(ウ) 検査会議

検査会議では、上記（イ）で報告された内容を審査し、行政上の措置の可否等について検討するものとする。

(2) 特別検査

特別検査の実施手続きは、上記第4の3の(1)エに準ずるものとする。

第5 行政上の措置等

- 1 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。この場合、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

- 2 上記1の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し適宜設定）を付して報告を求めるものとする。

なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に改善報告を求めるものとする。

- 3 上記1(2)の命令に違反したときは、当該指定事業所等について立入検査を実施し、業務管理体制の整備状況を検証する。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りではない。

- 4 上記1(2)の命令に違反したときは、当該違反の内容を関係都道府県又は関係市町村に通知する。

- 5 特別検査において、指定事業所等の指定取消相当事案への組織的関与が認められた場合、その検査結果を関係都道府県又は関係市町村に通知するとともに、他の事業所の指定・更新の拒否に該当する旨、併せて通知するものとする。

第6 検査の実施機関

検査の実施機関は指導監査課とし、必要に応じ所管課等と合同で実施することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。